

令和 6 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
3 月 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 8 日 開 会

令和 6 年 3 月 2 6 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録目次

第1号（3月8日）

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4
会 議	
○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 管理者提案理由の説明	6
○日程第 4 議案第 1号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第5号）について	8
○日程第 5 議案第 2号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について	10
○日程第 6 議案第 3号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	16
○日程第 7 議案第 4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	17
○日程第 8 議案第 5号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
○日程第 9 議案第 6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
○日程第 10 議案第 7号 御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について	22
○散 会	23

第2号（3月26日）

○議事日程	26
○会議に付した事件	26
○出欠席議員	26
○説明のために出席した者	26

会 議

○開議	27
○日程第 1 議案第 2号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計予算について	28
○日程第 2 管理者提案理由の説明	33
○日程第 3 議案第 8号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第6号）について	33
○日程第 4 同意第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任 について	35
○閉 会	36

第 1 日

令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第1号)

令和6年3月8日(金曜日)

○議事日程

令和6年3月8日 午後1時30分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 管理者提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 1号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第 5 議案第 2号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 3号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第 7 議案第 4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第 8 議案第 5号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第 7号 御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 林 義 浩 君 | 2番 川 上 秀 範 君 |
| 3番 田 代 耕 一 君 | 5番 勝間田 幹 也 君 |
| 6番 石 原 和 美 君 | 7番 牧 野 惠 一 君 |
| 8番 永 井 誠 一 君 | 10番 菌 田 豊 造 君 |
| 11番 神 野 義 孝 君 | 12番 臼 井 光 昭 君 |
| 13番 小 林 恵美子 君 | 14番 鈴 木 豊 君 |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

管 理 者 勝 又 正 美 君

副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	富 尾 信 司 君
会 計 管 理 者	勝間田 守 正 君
事 務 局 長	鎌 野 武 君
消 防 長	勝間田 誠 司 君
庶 務 課 長	佐 藤 正 博 君
庶 務 課 技 監	池 田 浩 一 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 修 一 君
事務局次長兼衛生センター所長	三 輪 徹 君
消防次長兼管理課長	外 山 貴 彦 君
予 防 課 長	芹 澤 良 信 君
警 防 課 長	勝間田 秀 明 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 秀 宗 君
御 殿 場 消 防 署 長	伊 倉 博 一 君
小 山 消 防 署 長	野 木 幹 雅 君
御殿場市企画戦略部長	沓 間 信 幸 君
御殿場市総務部長	田 代 学 君
御殿場市環境市民部長	南 美 幸 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小山町企画総務部長	長 田 忠 典 君
小山町住民福祉部長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加 藤 貴 大
庶務課総務スタッフ主幹	細 谷 志 野
庶務課総務スタッフ主任	田 代 拓 也
庶務課総務スタッフ副主任	曾 根 綾 乃

○議長（小林恵美子君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

午後 1 時 3 0 分 開会

○議長（小林恵美子君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（小林恵美子君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第 1 号）、管理者提案理由説明書、以上でありますので、御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に、議員各位に配付済みであります。

○議長（小林恵美子君）

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 7 8 条の規定により、議長において 5 番 勝間田幹也議員、7 番 牧野恵一議員、以上、2 名を指名いたします。

○議長（小林恵美子君）

日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

令和 6 年 3 月定例会の会期は、本日 3 月 8 日から 3 月 2 6 日までの 1 9 日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、令和 6 年 3 月定例会の会期は、1 9 日間と決定いたしました。

○議長（小林恵美子君）

日程第 3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第 1 号から議案第 7 号の 7 件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会 3 月定例会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案 2 件、条例案 5 件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

最初に、議案第 1 号「令和 5 年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第 5 号）について」申し上げます。

今回の補正額は、8, 2 0 0 万円の減額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ

38億1,100万円となります。

補正の背景といたしましては、第4号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、富士岡分署建設事業費の減額でございます。

歳入につきましては、県補助金の増額と、組合債及び市町負担金の減額でございます。

また、事業の進捗により、債務負担行為の変更及び地方債の廃止を行うものでございます。

次に、議案第2号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」申し上げます。

令和6年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ41億8,900万円で、前年度と比較しますと5億9,200万円の増額となっております。

歳出の主なものは、3款の衛生費では、斎場の施設管理費、焼却センター及び再資源化センターの運営費、並びに衛生センターの施設管理費などでございます。

4款の消防費では、人件費のほか小山消防署建設事業費及び富士岡分署建設事業費などでございます。

これらの事業に対する財源構成の主なものとしましては、市・町の負担金が35億2,000円余で歳入予算の84.2%、使用料及び手数料が2億7,000万円余で6.5%、県支出金が3,000万円余で0.7%、組合債が1億9,000万円余で4.7%となっております。

次に、議案第3号「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、関連する諸条例の条文中で引用している文言等を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、関連する諸条例の条文中で引用している条番号を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、及び議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2案につきましては、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

本2案は、令和5年人事院勧告及び地方自治法の改正に基づき、会計年度任用職員の給与改定、及び新たに勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、第7号「御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定

について」申し上げます。

本案は、国において手数料の標準額の見直しが行われ、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

日程第4 議案第1号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第1号につきまして、御説明いたします。

資料3、補正予算書をご用意いただき、1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額から、それぞれ8,200万円を減額し、予算の総額を38億1,100万円とすることを、第2条では、債務負担行為について、第3条では、地方債について定めております。

補正内容は、事項別明細書により歳出から御説明いたしますので、22・23ページをお開きください。

4款1項1目常備消防費の説明欄は、緊急を要する救急用資機材の取得等に対して、県補助金である、地震・津波対策等減災交付金の増額変更が決定したため、財源更正をするものです。

3目富士岡分署建設事業費の説明欄1は、用地購入において、相手方との協議に時間を要していることから、相手方と調整の上、用地購入を令和6年度へ移行することとし、事業のほとんどを令和6年度へと先送りするため、減額補正するものです。

次のページをお願いいたします。

6款 予備費は、係数調整です。

次に、歳入について御説明いたしますので、16・17ページをお開きください。

4款2項1目消防費県補助金は、歳出で説明いたしましたとおり、地震・津波対策等減災交付金の増額が決定したため、増額するものです。

次のページをお願いいたします。

8款1項2目消防債は、歳出で説明いたしましたとおり、富士岡分署建設事業における用地購入の先送りに伴い、減額するものです。

ページを戻っていただき、14・15ページをお開きください。

以上の歳出及び歳入の補正により、1款1項1目負担金につきましては、4,740万円の減額となり、内訳は御殿場市が4,691万円、小山町が49万円の減額となります。

次に、債務負担行為につきまして御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正は、富士岡分署建設事業における、基本計画策定業務以外を次年度に移行するため、限度額を減額するものです。

続きまして、5ページの第3表、地方債補正を御覧ください。

これまで御説明いたしましたとおり、富士岡分署建設事業における、用地購入に係る組合債の取り下げを行うものです。

以上、議案第1号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第5号）について」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第1号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第5号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第5 議案第2号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。

令和6年度予算の審議について、本日は当局からの内容説明のみとし、質疑については来る3月26日の本会議において行いたいと思いますので、御了承願います。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました議案第2号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算」につきまして、御説明いたします。

資料4、一般会計予算書の1ページをお開きください。

このページは予算の条文です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ41億8,900万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為の設定についてです。

第3条は、地方債について、起債の目的、限度額等を定めるものです。

第4条は、歳出予算の各項における流用の範囲を定めるものです。

それでは、予算の内容につきまして御説明いたしますので、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれの款項ごとに予算額を記載したもので、議会の議決対象となるものです。

歳入・歳出それぞれの表に記載の合計のとおり、令和6年度当初予算の総額は、41億8,900万円で、前年度比16.5%、5億9,200万円の増額となります。

増額の主な要因は、歳出の2款における退職手当の増、3款衛生費における斎場施設に係る老朽度調査等委託費の増、4款消防費における小山消防署建設事業費の増によるものです。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為につきましては3件あり、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりです。設定の要因は、契約期間が2カ年にわたるためです。

個々について御説明いたしますと、高機能消防指令システム更新事業は、平成21年度に導入し、平成29年度に部分更新をして使用してまいりました指令システムを更新

するための基本設計に要する経費で、720万円の限度額を予定しております。

水槽付き消防ポンプ自動車更新整備事業は、平成18年度に導入いたしました、小山消防署の水槽付き消防ポンプ自動車更新に要する経費で、8,340万円の限度額を予定しております。

富士岡分署建設事業費は、基本設計および実施設計等に要する経費で、1億150万円の限度額を予定しております。

5ページの第3表、地方債は、令和6年度に借入れを予定しております組合債の一覧です。

借入件数は全部で6件、借入限度額は総額で1億9,830万円となります。

借入方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりです。

次に11ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

ここで、歳入及び歳出における主なもの、及び前年度と比べて増減額の大きなものについて説明させていただきますと、歳入におきましては、1款「分担金及び負担金」の市・町負担金が、7億3,230万円余、26.2%の増、5款「繰入金」が、1,400万円の皆増、7款「諸収入」が、1,730万円余、11.2%の減、8款「組合債」が、8,530万円、30.1%の減、そして国庫支出金が、皆減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出におきましては、2款「総務費」が、6,760万円余、46.9%の増、3款「衛生費」が、3,310万円余、2.2%の増、4款「消防費」が、4億7,640万円余、27.6%の増、5款「公債費」が、1,410万円余、7.1%の増となっております。

それでは、予算の内容を歳出から御説明いたしますので、32・33ページをお開きください。

なお、歳出全体を通じまして、人件費、車両管理費、一般諸経費の説明は、特に必要がある場合以外は、省略させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

1款1項1目議会費は、前年度比2.9%の増額です。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、前年度比46.9%の増額です。

増額の要因は、退職予定者の増によるものです。

説明欄1の⑤は、事務局及び消防職員の児童手当及び退職手当です。

⑥は、職員の公務・通勤災害の補償を実施する基金への負担金です。

3の①は、事務局として借用している、事務所の維持・管理に係る御殿場市への負担金、及び所管施設の建物損害共済の掛金です。

4の①は、一般的な健康診断のほか、職員ストレスチェック、現場作業に従事する職員の各種ワクチン接種等に要する経費です。

②は、職員の勤続表彰に要する経費です。

④、⑤、⑦、及び⑧は、それぞれ記載の人事管理業務に係る御殿場市への負担金です。

⑨は、職員採用試験等に要する経費です。

5の①・②は、それぞれの基金の運用利子を積み立てるものです。

8の①、②は、それぞれ記載の事務管理システムに係る御殿場市への負担金です。

次のページをお願いいたします。

8の③は、出納業務に係る御殿場市への負担金です。

8の⑤は、御殿場市の顧問弁護士への法律相談に係る、御殿場市への負担金です。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目斎場費は、前年度比23.7%の増額です。

増額の主な要因は、斎場施設に係る老朽度調査および改修設計委託費の計上によるものです。

説明欄1の①は、2号炉改修、排気ファン交換などの火葬炉関係の修繕および施設北面外構修繕等に要する経費です。

③は、火葬等業務委託、老朽度調査委託や改修設計委託等、維持・管理に要する経費です。

2項1目塵芥処理費は、前年度比2.0%の増額です。

2の①は、特別目的会社SPCである、御殿場小山環境テクノロジー株式会社へ支払う、施設運営及び焼却灰の資源化に要する経費、並びに施設整備費割賦料のほか、ごみ計量受付業務委託等に要する経費です。

②は、焼却灰の資源化に際し、焼却灰受入先の自治体である三重県伊賀市と茨城県鹿嶋市に負担金として支払うものです。

③は、焼却センター用地及び災害廃棄物仮置き場用地の借地料です。

④は、焼却センター周辺の区であります、板妻区及び神場区との合意書等に基づく、両区内の道路・水路整備などの地域振興事業を実施するための経費です。

3の①は、特別目的会社SPCである、御殿場小山エコパートナーズ株式会社へ支払う、施設運営に要する経費及び施設整備費割賦料です。

②は、小型家電、粉碎されたガラス「カレット」、廃蛍光管及び廃乾電池の処理に要する経費です。

次のページをお願いいたします。

③は、再資源化センター用地の借地料です。

4は、指定ごみ袋の作製及び販売店までの配送、並びに指定ごみ袋の販売等に要する

経費です。

6の富士山エコパーク搬入路補修は、傷んだ路面の改修に要する経費で、一部、御殿場市からの受託分を含みます。

2目し尿処理費は、前年度比6.1%の減額です。

減額の主な要因は、電気料の減によるものです。

2の②は、施設の運転技術管理業務及び夜間機械警備業務の委託に要する経費です。

③は、各種設備機器の保守・点検業務及び槽内の清掃業務等の委託に要する経費です。

④は、放流水の水質分析、臭気測定等の委託に要する経費です。

⑤は、施設の安定運用及び延命化を図るために実施する各種修繕に要する経費です。

⑦は、し尿、浄化槽汚泥の処理過程で必要となる、薬品等の購入に要する経費です。

⑧は、最終処分場の借地料、水処理施設の維持管理及び放流水水質分析に要する経費です。

⑨は、施設の長寿命化に向けた総合計画等の策定業務委託等に要する経費です。

次に4款に移りますが、4款の消防費につきましては、消防長から説明いたします。

○議長（小林恵美子君）

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

それでは、私からは4款の消防費について説明いたします。

まず、4款1項1目常備消防費ですが、総額は、16億2,268万円で、前年比870万円余、0.5%の微増です。

それでは、説明欄について、主なものだけ説明いたします。

1の人件費は、主に職員の給与等で、全体の81.5%に当たります。

2の④は、御殿場消防署の車庫シャッター修繕と、消防庁舎リニューアル計画の策定に係る業務委託が主なものです。

3の④は、高機能消防指令システムに係る、無停電電源装置交換と、指令システム更新に係る基本実施設計の業務委託が主なものです。

5は、記載の派遣に伴う、職員2名の住居借上料が主なものです。

6の②は、小山消防署に配備する救急車の更新に要する経費です。

次のページをお願いいたします。

2目小山消防署建設事業費は、4億9,040万円で、4億5,860万円の増ですが、用地の造成工事と建設工事の前払い金が主なものです。

本事業は、小山町からの負担金100%事業でございます。

次に、3目富士岡分署建設事業費の総額は、9,236万円余です。

用地の購入費と基本設計及び実施設計に係る委託料が主なものです。

本事業は、御殿場市からの負担金100%事業でございます。

以上、4款の説明です。

○議長（小林恵美子君）

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

引き続き5款以降を説明いたしますので、48・49ページをお願いいたします。

5款公債費は、1目元金は、前年度比7.3%の増額、2目利子は、前年度比0.8%の増額です。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目予備費は、緊急修繕や予測の難しい事案に対応するもので、前年度比67万円、5.1%の増です。

続いて、歳入の内容を説明いたしますので、ページを戻っていただき、14・15ページをお開きください。

1款1項1目負担金は、前年度比26.2%の増額です。

市・町の負担金が歳入全体額に占める割合は、84.2%です。

なお、増額の主な要因は、退職予定者の増、斎場施設に係る委託費の増、そして小山消防署建設事業費の増によるものです。

次のページをお願いいたします。

2款1項2目衛生使用料は、前年度比14.2%の増額です。

火葬件数の実績を考慮し計上しております。

2項2目衛生手数料は、前年度比1.6%の減額です。

説明欄の廃棄物処理手数料につきましては、直近の実績やごみ搬入量の傾向を踏まえ、見込んでおります。

3目消防手数料は、実績等により、前年度比8.0%の増額です。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目消防費県補助金は、前年度比5.3%の増額です。

説明欄の地震・津波対策等減災交付金は、防災資機材、救助救命機器、感染防護資機材等の導入に係る県補助金で、補助率3分の1です。なお、消防活動用ドローン導入に係る補助率は、2分の1となっております。

緊急消防援助隊設備整備費補助金は、高規格救急自動車の導入に係る県補助金で、補助率は、基準額の2分の1となっております。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目利子及び配当金は、説明欄記載の基金の利子です。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目基金繰入金は、説明欄記載の諸施設整備等基金からの繰り入れとなり、歳出のし尿処理費で触れました、極低濃度水洗脱臭塔整備修繕に充当するものです。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金は、例年と同額の計上です。

次のページをお願いいたします。

7款2項1目雑入は、前年度比11.2%の減額です。

減額の主な要因は、焼却センター発電売電料の減によるものです。電気の買取価格の変動やごみの搬入量を考慮し積算しております。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目衛生債は、前年度比9.8%の減額です。

1節斎場債は、火葬炉修繕事業に係るもので、起債率90%、12年償還、据え置き2年です。

2節清掃債につきましては、ごみ焼却施設周辺整備事業に係るもので、起債率90%、12年償還、据え置き2年です。

2目消防債は、前年度比42.8%の減額です。

減額の要因は、起債額の大きな事業の減によるものです。

消防本部庁舎等改修事業の起債率は75%、15年償還、据え置き3年、消防活動用ドローン一式整備事業の起債率は、補助残の100%、10年償還、据え置き2年、高規格救急自動車更新整備事業の起債率は、補助残の90%、10年償還、据え置き2年、富士岡分署建設事業は、公共用地先行取得事業により、起債率100%、12年償還、据え置き2年となっております。

歳入の説明は、以上となります。

次に、その他調書の説明をいたしますので、52ページをお開きください。

こちらは給与費明細書となり、このページから59ページまでに、特別職の報酬及び一般職の給与費等の明細を記載しております。

例年と比べて大きく変わった点はございませんが、救急体制の強化を図るため、消防職員の増員を図っておりますことから、職員数が増加しており、それに伴い人件費も増加しております。

次に、60ページをお願いいたします。

この表は債務負担行為の表です。

すでに議決をいただいております令和7年度以降にわたるものについて、令和5年度末までの支出額または支出見込額、及び令和6年度以降の支出予定額を取りまとめたものです。

次に、64ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高に関する調書です。3列目の令和5年度末現在高見込額は、最下段の合計欄のとおり、15億2,157万円余で、令和6年度中の増減見込額は、起債見込額が1億9,830万円、元金償還見込額が2億719万円余となり、令和6年度末現在高見込額は、15億1,268万円余です。

次の、65ページから68ページまでは、令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算の負担金算出調書となりますので、御確認ください。

以上で、議案第2号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林恵美子君）

以上で、議案第2号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」の説明を終わります。

日程第6 議案第3号「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第3号につきまして、御説明いたします。

資料1、議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められたことなどを受け、関係する条例について所要の改正を行うため、整理に関する条例を制定するものです。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、資料2、議案資料の1ページをお開きください。

第1条関係「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正」の第2条第1項は、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものです。

第15条の4第1項は、引用条文の繰り上げに伴い、条ずれを改めるものです。

第2条関係「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正」につきましても、同様の改正となります。

附則は、条例の施行日を公布の日からとすることを定めております。

内容の説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第3号「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第7 議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第4号につきまして、御説明いたします。

資料1、議案書の2ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法の一部改正により、関係する条例について引用条文の繰り下げがあったことから、整理に関する条例を制定するものです。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、資料2、議案資料の5ページをお願いいたします。

第1条関係「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員に関する条例の一部改正」及び第2条関係「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正」の2つの条例において、引用条文の繰り下げに伴い、条ずれを改めるものとなっております。

附則は、条例の施行日を令和6年4月1日とすることを定めております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第8 議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第9 議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2議案は関連がありますので、一括して議題といたします。

本2議案について、当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました議案第5号、第6号の2議案につきまして、一括して御説明いたします。

資料1、議案書の3ページと8ページをお願いいたします。

本2案は、令和5年人事院勧告を受け、会計年度任用職員の給料表の水準、及び期末手当の支給割合を引き上げるため、また、地方自治法の一部改正を受け、令和6年度から会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

それでは、改正の概要につきまして御説明いたしますので、資料2、議案資料の8ページをお願いいたします。

1の給料表の改定につきましては、令和5年の人事院勧告に基づき、昨年12月に改正した一般職員の給料表と同様に、その水準を引き上げます。なお、新しい給料表は、令和6年4月1日から適用します。

次に、2の期末手当支給月数の改定・勤勉手当の支給につきましては、期末手当の支給月数を、令和6年の6月期と12月期に、それぞれ0.025月分ずつ引き上げます。これにより、年間で0.05月分の引き上げとなり、改正後の支給月数は2.45月となります。

また、令和5年の地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給が可能になったことから、令和6年の6月期から勤勉手当を支給します。6月期・12月期共に、それぞれ1.025月分ずつ、年間で2.05月分支給します。

以上のことから、会計年度任用職員の賞与は、年間4.50月分の支給となり、一般職員と同様の支給割合となります。

3の施行期日につきましては、いずれも令和6年4月1日とします。

以上が、改正の概要となります。

詳細につきましては、条例ごとに新旧対照表で御説明いたします。

初めに議案第5号につきまして御説明いたしますので、資料2、議案資料の9ページ・10ページをお願いいたします。

第2条第1項は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の

給与について、それぞれ、新たに勤勉手当を支給するための文言を加えるものです。

第7条の2第3項は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、6月期と12月期支給割合を、それぞれ0.025月分ずつ引き上げるものです。第5項は文言の整理です。

新設します第7条の4は、常勤職員の給与条例における勤勉手当の規定に倣い、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給方法等について定めるものです

11・12ページをお願いいたします。

新設します第20条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当支給方法等について定めた、新設する第7条の4の規定を準用するよう定めるものです。

13ページから20ページにかけては、別表第1、会計年度任用職員の給料表の改正でありまして、一般職員の給料表と同様に、給料月額を引き上げるものとなっております。

附則は、改正規定を令和6年4月1日から施行することを定めております。

次に、議案第6号につきまして御説明いたします。

21・22ページをお開きください。

第7条につきましては、一般職員と同様に、育児休業中の会計年度任用職員に対しても勤勉手当の支給が可能となるよう、文言を削るものです。

附則は、改正規定を令和6年4月1日から施行することを定めております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第5号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

次に、議案第6号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第10 議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

それでは、ただいま議題となりました議案第7号について説明いたします。

資料1、議案書の9ページをお願いいたします。

これは、手数料に関する条例改正の条文となります。

概要については、議案資料にて説明いたしますので、恐れ入りますが、資料2、議案資料の24ページをお願いいたします。

本議案は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定められる手数料の標準額について、近年の物件費及び審査時間の増加により見直しが行われ、政令及び総務省令で金額の一部が改正されたため、当組合手数料条例も所要の改正を行うものです。

今回の改正の対象となる手数料は、危険物規制事務に関する手数料で、消防法第11条第1項の規定に基づく屋外貯蔵所の設置許可申請の審査事務となります。

しかしながら、今回の改正の対象となるような大規模な屋外貯蔵所は、当本部管内には、過去に遡りましても、現在に至るまで、存在しておりません。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、アンダーラインの部分が、改正金額を示しております。

次のページにつきましても同様でございます。

附則ですが、施行日については、省令に合わせ、本年4月1日からといたします。

以上、内容の説明でございます。

御審議のほど よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（小林恵美子君）

この際、本席より定例会再開のお知らせをいたします。

3月26日午後1時30分から3月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時18分 散会

第 2 日

令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第2号)

令和6年3月26日(火曜日)

○議事日程

令和6年3月26日 午後1時30分 開議

日程第1 議案第2号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算
について

日程第2 管理者提案理由の説明

日程第3 議案第8号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正
予算(第6号)について

日程第4 同意第3号 御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 林 義 浩 君	2番 川 上 秀 範 君
3番 田 代 耕 一 君	5番 勝間田 幹 也 君
6番 石 原 和 美 君	7番 牧 野 惠 一 君
8番 永 井 誠 一 君	10番 菌 田 豊 造 君
11番 神 野 義 孝 君	12番 白 井 光 昭 君
13番 小 林 恵美子 君	14番 鈴 木 豊 君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

管 理 者	勝 又 正 美 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	富 尾 信 司 君
会 計 管 理 者	勝間田 守 正 君
事 務 局 長	鎌 野 武 君
消 防 長	勝間田 誠 司 君
庶 務 課 長	佐 藤 正 博 君
庶 務 課 技 監	池 田 浩 一 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 修 一 君
事務局次長兼衛生センター所長	三 輪 徹 君
消防次長兼管理課長	外 山 貴 彦 君
予 防 課 長	芹 澤 良 信 君
警 防 課 長	勝間田 秀 明 君

通信指令課長	小澤秀宗君
御殿場消防署長	伊倉博一君
小山消防署長	野木幹雅君
御殿場市企画戦略部長	沓間信幸君
御殿場市総務部長	田代学君
御殿場市環境市民部長	南美幸君
小山町副町長	室伏博行君
小山町企画総務部長	長田忠典君
小山町住民福祉部長	小野一彦君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加藤貴大
庶務課総務スタッフ主幹	細谷志野
庶務課総務スタッフ主任	田代拓也
庶務課総務スタッフ副主任	曾根綾乃

○議長（小林恵美子君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を再開いたします。

本日は、当議場に、去る2月28日の本会議において、御殿場市・小山町広域行政組合監査委員に選任同意されました湯山和行様にお越しいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

湯山様、よろしくお願いたします。

○監査委員（湯山和行君）

皆様こんにちは。

このたび、御殿場市・小山町広域行政組合の代表監査委員に任命されました湯山和行と申します。住まいは小山町で、小山消防署の近くに住んでおります。この広域行政組合の監査の重要性を十分認識し、日々、研鑽、努力をし、御殿場市・小山町広域行政組合の業務の運営が円滑に行われますよう、微力ではございますが、十分任務を果たしていきたいと思っております。そして、御殿場市・小山町の住民が豊かで、また安全安心な生活ができますように、一緒に努力してまいりたいと思っております。

最後になりますが、今後とも皆様には大変お世話をかけますが、御指導、御鞭撻のほ

どよろしく願いいたします。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

また、今日は貴重な時間をいただきまして誠にありがとうございました。

○議長（小林恵美子君）

ありがとうございました。湯山様には今後2年間、監査委員として御尽力いただきますよう、本席より心からお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

○議長（小林恵美子君）

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（小林恵美子君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（小林恵美子君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、管理者提案理由説明書（第2号）及び参考資料として令和6年度当初予算質疑区分一覧表、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（小林恵美子君）

日程第1 議案第2号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

14番 鈴木豊議員。

○14番（鈴木豊君）

まず、歳入の2款使用料及び手数料において、1点ほどお伺いしたいと思います。

17ページ、2款1項1目1節総務管理費使用料の清掃施設跡地使用料119万2,000円ですが、毎年、同額歳入に計上されているようですが、湯沢平旧清掃センター

は、駐車場などに利用されていると聞きますが、平成10年3月末で廃止され、御殿場市が買収すると、検討委員会で取り決めになっていて、もう20年以上もたっているの
で、利用計画を待たないで、先に御殿場市に売却したのがよいと私は思いますが、いか
がでしょうか。お伺いします。いずれにしましても、早期の売却を望むものであります。

以上であります。

○議長（小林恵美子君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

では、ただいまの質疑にお答えいたします。

清掃施設跡地につきましては、土地が存在する御殿場市が利用計画を策定し、組合は
御殿場市の意向を尊重して計画に沿った対応をする方向性でございます。

議員がお示しされた、計画策定前の市への土地売却ですが、市としては、具体的な利
活用の目的がない財産取得は難しいとのことであり、この点についての協議は進められ
ないと考えております。

当該用地は、御殿場市に貸しているほか、近隣の学校行事における臨時駐車場として
使用されるなど、地域ニーズは高いと考えております。以前から広域議会議員の皆様か
らも早期売却の御意見をいただいているところでもあり、組合としては市に対し、地域
ニーズに応じた利活用計画の早期策定に向けて、積極的に働きかけてまいりたいと考
えております。

以上でございます。

（「はい、結構です。」と鈴木豊君）

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

次に、歳出について質疑ありませんか。

14番 鈴木豊議員。

○14番（鈴木豊君）

歳出は、3款衛生費について、1点お伺いします。

41ページの3款2項2目し尿処理費の説明欄2の9の施設管理諸経費1,677万
1,000円で、長寿命化総合計画等策定業務委託等ですが、衛生センターの長寿命化

については、現在も継続しているのは承知していますが、今回の策定業務委託の内容は、どのようなものか、詳細な説明をお願いします。

また、新衛生センター建設についての考えはどうでしょうか。併せてお伺いします。

○議長（小林恵美子君）

庶務課技監。

○庶務課技監（池田浩一君）

ただいまの質疑について、お答えいたします。

現在、広域行政組合では、市町の協力を仰ぎながら、老朽化した諸施設や長寿命化、また、時代に合いました機能向上の計画を進めております。しかしながら、小山消防署や富士岡分署の建設等、事業には多額の経費が必要であり、平準化を図りながら計画する必要があります。特に衛生センターにつきましては、更新の事業費も大きいことから、更なる延命化の可能性について見極めを進めております。

現在の「衛生センター長寿命化総合計画」は、平成29年に職員により策定されました。その後7年が経過し、機器交換部品の製造中止や建物、電気設備に関する追加調査が必要となっております。更なる延命化の検証には詳細な現状把握が必要であるため、3年ごとに実施しております精密機能検査も同時に実施しながら、専門家による調査を考えております。

令和6年度は、どこまで合理的な延命が可能かを検証いたします。御質問にありました新衛生センターの建設につきましても、時期等が明らかになると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

（「はい、結構です。」と鈴木豊君）

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて歳出の質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

私は、ドローンについてお伺いしたいと思います。

5ページの第3表、地方債について、まずお伺いします。災害対策資機材整備消防活動用ドローン一式整備事業120万円の少額借入れの目的と詳細について、お伺いしま

す。

次に、19ページ、歳入についてお伺いします。

3款1項県補助金、1節常備消防費補助金3,077万5,000円のうち、ドローン実効性向上事業23万9,000円とあるが、この事業が、歳出のどこで使用されているのか、まずお伺いします。

次に、ドローン整備をするにあたり、事業の総予算とその内訳について、またドローン導入に伴う実効性、どのような目的をもっているか、お伺いいたします。

最後に、この操縦免許を持っている人は何人いるか。また、今後についてもお伺いいたします。

以上です。

○議長（小林恵美子君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

では、私からは1点目の起債についてお答えいたします。

消防費については、施設整備等が継続することから、当該ドローンにつきましては、負担の平準化を考え、リースによる導入を検討しておりました。

しかし、購入とした場合、県補助の対象となり、事業費から補助額を差し引いた残りの金額については、交付税措置があり、起債率100%の緊急防災・減災事業債の対象であり、事業費を負担する市及び町の財政にメリットがあるため、購入、補助金の活用、そして負担の平準化という基本方針に沿い、起債を活用するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林恵美子君）

管理課長。

○管理課長（外山貴彦君）

私からは、2点目以降についてお答えいたします。

初めに、ドローン実効性向上事業23万9,000円の充当先についてですが、歳出4款1項1節常備消防費の説明欄4、職員研修諸経費、③その他研修経費となります。これは、ドローンを安全に飛行させるための知識と操縦技能を習得するための講習会への研修経費に対し、県から事業費の2分の1が補助金として支払われるものです。

次に、事業の総予算とその内訳についてですが、ドローン整備に要する総事業費は、319万4,683円で、内訳は機体購入費257万円余、賠償責任保険料13万円余、3名の操縦士を養成するための研修経費47万円余となります。なお、機体の購入費の2分の1、約120万円が補助金として県より支払われます。

次に、実効性・目的についてですが、近年頻発化している大規模風水害や地震のほか、

熱海市における土石流災害等において、被害状況の把握や捜索救助活動、応援隊への情報共有など、災害時における有効性が多く報告されております。当消防本部といたしましては、大規模災害時はもとより、常時発生する火災時の延焼状況の把握や火災原因調査、山岳救助事案での捜索活動、また隊員の接近が困難なNBC災害等における情報収集のほか、撮影した画像や映像の伝送機能により、消防本部内に設置される警防本部等において情報共有し、的確な部隊運用を図り、被害の軽減に繋がりたいと考えております。

最後に、操縦免許を所持している人数についてですが、現状において運用上、国家資格の取得は必要ないため免許取得者はありませんが、より安全な運航体制を構築するため、ドローン管理団体認定の講習を受講することとしており、今年度は5名の職員が受講し、令和6年度は3名の受講を予定しております。

引き続き、訓練を重ね安全な運航に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて、歳入歳出全般の質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

以上で、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第2号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第2 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第8号及び同意第3号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日、追加提案いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

今回、追加提案する議案は、予算案1件、同意案1件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

最初に、議案第8号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第6号)について」申し上げます。

今回の補正額は、2,000万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ38億3,100万円となります。

補正の背景といたしましては、第5号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出は、総務費人件費の増額でございます。

歳入は、基金繰入金の増額でございます。

次に、同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任について」申し上げます。

本案は、令和3年10月から御殿場市・小山町広域行政組合副管理者として御尽力をいただいております富尾信司氏が、本年3月31日をもって退任することに伴い、後任の副管理者に田代明人氏を選任いたしたく、御殿場市・小山町広域行政組合規約第9条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、本日追加提案をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

日程第3 議案第8号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野武君）

ただいま議題となりました、議案第8号につきまして、御説明いたします。

資料5、補正予算書を御用意いただき、1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,000万円を増額し、予算の総額を38億3,100万円とすることを定めております。

補正内容は、事項別明細書により歳出から御説明いたしますので、16・17ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の説明欄1の①は、本年1月末に御殿場消防署長が亡くなられたことに伴い、退職手当を増額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、ページを戻っていただき、12・13ページをお開きください。

9款1項1目基金繰入金は、説明欄に記載のとおり、職員退職手当基金から繰入れを行うものです。

これにより、職員退職手当基金の残高は、1000万円余となります。

以上、議案第8号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第6号）について」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第8号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第6号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第4 同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野武君）

ただいま議題となりました同意第3号につきまして、御説明いたします。

資料6、議案書（第2号）の1ページをお開きください。

当組合の副管理者につきましては、組合規約により、1人は市町の長のうち、管理者とならない者を充て、他の1人は、市町の副市町長のうち、管理者が組合議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、令和3年10月13日から副管理者に就任されている、富尾信司御殿場市副市長が、令和6年3月31日をもって辞職されることとなりました。

つきましては、富尾氏の後任として、人格高潔、識見豊かであり、行政経験豊富な田代明人氏を、副管理者として選任いたしたく、御殿場市・小山町広域行政組合規約第9条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、田代氏につきましては、過日の御殿場市議会において、御殿場市副市長への選任に対する市議会の同意がなされております。

田代氏の経歴につきましては、資料7、議案資料（第2号）の1ページに掲載してございますので、併せて御覧ください。

以上で、内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(小林恵美子君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長(小林恵美子君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(小林恵美子君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(小林恵美子君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(小林恵美子君)

これより、同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小林恵美子君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長(小林恵美子君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小 林 恵美子

署名議員 勝間田 幹 也

署名議員 牧 野 恵 一